

7 原爆被爆者支援

〔現況及び施策の方向〕

原子爆弾の特異性により、今なお社会的・医学的・精神的後遺症に苦しむ被爆者に対し、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」（平成6年法律第117号）及び県独自の施策により、健康の保持と福祉の向上を図るため、事業を実施する。

また、原爆養護ホームの運営・整備を行うとともに、在外被爆者援護対策の推進などに努める。

その他、被爆者医療の長年の実績及び研究成果を活用して、放射線被曝（爆）者医療に関する国際協力の推進を図る。

第1表 原子爆弾被爆者数

(単位 人)

| 区 分 | 平成29年度 | 平成28年度 | 平成27年度 |
|------|--------|--------|--------|
| 県 分 | 19,836 | 21,286 | 22,818 |
| 広島市分 | 50,384 | 53,340 | 56,174 |
| 計 | 70,220 | 74,626 | 78,992 |

- (注) 1 被爆者とは、被爆者健康手帳の交付を受けた者をいう。
 2 被爆者数は、各年度末の人数をいう。
 3 県分とは広島県の手帳交付者数、広島市分とは広島市の手帳交付者数である。

〔事業の内容〕

1 原爆被爆者健康管理の推進（予算額 242,937千円）

(1) 原爆被爆者健康手帳交付事務（予算額 61,408千円）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者に対し、被爆者健康手帳を交付し、同手帳認定に伴う医療費償還払いを行うほか現物給付対象外の医療費等を支給する。(昭和32年度創設)

また、被爆二世の健康管理に資するため、国からの委託により被爆二世健康診断を実施している。(昭和54年度創設、平成13年度以降県実施)

(2) 原爆被爆者健康診断（予算額 165,422千円）

被爆者の健康管理に資するため、毎年定期2回、希望2回を限度とする健康診断（一般検査）を行い、その結果、必要な者に対しては、精密検査を実施している。また、必要に応じて特別検査も行っている。

なお、希望者に対しては、胃がん、肺がん、乳がん、子宮がん、大腸がん及び多発性骨髄腫のがん検査を、希望による健康診断の振替分として年1回実施している。(昭和32年度創設、順次拡充)

第2表 原子爆弾被爆者健康診断等実施状況及び実施計画

(単位 件)

| 区 分 | | 平成30年度 (計画) | 平成29年度 | 平成28年度 |
|----------------|-----|----------------|--------|--------|
| 健康診断受診者証交付者数 | 県 分 | 59 | 60 | 61 |
| 一般健康診断受診者数 | 県 分 | 16,048 | 14,841 | 16,702 |
| 一般健康診断がん検査受診者数 | 県 分 | 7,517 | 6,316 | 7,145 |
| 精密健康診断受診者数 | 県 分 | 769 | 677 | 735 |
| 特別（入院精密）検査受診者数 | 県 分 | 108 | 78 | 103 |
| 交 通 手 当 | 県 分 | 2,844 | 2,416 | 2,846 |

(3) 原爆被爆者健康管理推進特別事業（予算額 4,260 千円）

被爆者の様々な不安を払拭するため、健康相談、医療機関との連携、施設入所相談、各種手当・原爆症認定申請の支援等、保健、医療、福祉にわたる総合的な相談を実施する。（平成 8 年度創設）

(4) 原爆体験者等健康意識相談等事業（予算額 11,847 千円）

原爆による黒い雨を体験した影響で健康不安を持つ者に対して、医師等の専門家による保健指導・健康教育を実施することにより、その症状の改善を図る。（平成 25 年度創設）

2 原爆被爆者援護の推進（予算額 9,858,314 千円）

(1) 法に基づく手当等の支給（予算額 9,022,774 千円）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた被爆者に対して医療特別手当又は特別手当を、原子爆弾の放射能の影響による小頭症の患者に対して原子爆弾小頭症手当を、特定の疾病にかかっている被爆者に対して健康管理手当を、爆心地から 2 キロメートル以内の直接被爆者に対して保健手当（身体上に一定の障害や傷痕等のある者又は 70 歳以上の身寄りのない高齢者には手当額を増額）を、一定の障害を有し、介護を受けている被爆者に対して介護手当を支給するほか、被爆者が死亡した場合には、その葬祭を行う者に対して葬祭料を支給する。（昭和 43 年度創設）

第 3 表 法定諸手当支給状況

（単位 円、人）

| 区分 | 医療特別手当 | 特別手当 | 原子爆弾小頭症手当 | 健康管理手当 | 保健手当 | | 介護手当 | 葬祭料 | | |
|--------------|----------|---------|-----------|--------|--------|---------|--------|---|---------|-------|
| | | | | | 一般分 | 高額分 | | | | |
| 支給額 | 平成 30 年度 | 140,000 | 51,700 | 48,180 | 34,430 | 17,270 | 34,430 | 費用介護 重度 限度月額 105,290 中度 限度月額 70,190 家族介護 21,980 | 206,000 | |
| | 平成 29 年度 | 139,330 | 51,450 | 47,950 | 34,270 | 17,180 | 34,270 | 費用介護 重度 限度月額 105,130 中度 限度月額 70,080 家族介護 21,870 | 206,000 | |
| | 平成 28 年度 | 139,460 | 51,500 | 48,000 | 34,300 | 17,200 | 34,300 | 費用介護 重度 限度月額 104,950 中度 限度月額 69,960 家族介護 21,900 | 206,000 | |
| 支給状況 (県分) | 平成 29 年度 | 実人員 | 742 | 329 | 2 | 16,957 | 487 | 164 | 89 | 1,392 |
| | | 延人員 | 9,536 | 3,932 | 24 | 210,299 | 5,915 | 2,021 | 1,000 | — |
| | 平成 28 年度 | 実人員 | 809 | 297 | 2 | 18,264 | 507 | 175 | 106 | 1,477 |
| | | 延人員 | 10,228 | 3,571 | 24 | 226,579 | 6,242 | 2,178 | 1,474 | — |
| | 平成 27 年度 | 実人員 | 871 | 271 | 2 | 19,637 | 543 | 190 | 61 | 1,564 |
| | | 延人員 | 11,098 | 3,212 | 24 | 242,997 | 6,746 | 2,342 | 1,417 | — |

(2) 県独自の援護事業（予算額 835,129 千円）

県独自事業として、広島県原子爆弾被爆者援護要綱等に基づき、各種手当の支給等の事業を実施している。（昭和 42 年度創設）

また、平成 12 年度から、介護保険制度の実施に伴い、居家で介護保険の訪問介護や通所介護などのサービスを利用している被爆者や介護老人福祉施設に入所している被爆者に対する利用料等の助成事業を実施している。（平成 12 年度創設）

第4表 県独自諸手当等支給状況

(単位 人)

| 区 分 | 平成 30 年度 | | 平成 29 年度 | | 平成 28 年度 |
|---------------------------------|--|--|-------------|--------|----------|
| | 支 給 額 | | 広 島 県 分 | | 支給延人員 |
| | | | 支 給 額 | 支給延人員 | |
| 被爆者特別検査促進手当 | 1日500円 | | 1日500円 | 23 | 28 |
| 認定被爆者通院交通費 | 実費 | | 実費 | 365 | 442 |
| 被爆身体障害者福祉手当 | 17,270円 | | 17,180円 | 36 | 36 |
| 被爆者特別福祉手当 | 4,000円 | | 4,000円 | 73 | 100 |
| 介護手当付加金 | 月額43,660円以内 | | 月額43,660円以内 | 45 | 84 |
| 認定被爆者死亡弔慰金 | 10,000円 | | 10,000円 | 85 | 104 |
| 被爆者訪問介護利用助成事業 | 介護保険給付の対象となる(介護予防)訪問介護サービス等に要した費用の1割又は2割 | | 同 左 | 11,386 | 12,527 |
| 被爆者通所介護利用助成事業 | 介護保険給付の対象となる(介護予防)通所介護,(介護予防)認知症対応型通所介護サービスに要した費用の1割又は2割 | | 同 左 | 34,249 | 35,318 |
| 被爆者短期入所生活介護等利用助成事業 | 介護保険給付の対象となる(介護予防)短期入所生活介護サービスに要した費用の1割又は2割 | | 同 左 | 7,573 | 7,781 |
| 被爆者小規模多機能型居宅介護等利用助成事業 | 介護保険給付の対象となる(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスに要した費用の1割又は2割 | | 同 左 | 3,228 | 3,211 |
| 被爆者定期巡回・随時対応型訪問介護看護利用助成事業 | 介護保険給付の対象となる定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスに要した費用の1割又は2割 | | 同 左 | 251 | 253 |
| 被爆者複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)利用助成事業 | 介護保険給付の対象となる複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)に要した費用の1割又は2割 | | 同 左 | 154 | 157 |
| 被爆者介護老人福祉施設等利用助成事業 | 介護保険給付の対象となる(地域密着型)介護老人福祉施設の入所に要した費用の1割又は2割 | | 同 左 | 9,365 | 9,218 |
| | 養護老人ホーム等に入所した場合の費用徴収額 | | 同 左 | 768 | 726 |
| 被爆者療養 保養事業 | 神田山荘 | 利用料250円助成 | 同 左 | 2,207 | 3,290 |
| | 指定施設 | 休憩1人1回250円以内 宿泊1人1泊500円以内 (1人年1,500円を限度) | 同 左 | 381 | 501 |

(3) 原爆死没者慰霊式典等助成事業(予算額 411千円)

原爆死没者を慰霊し、永遠の平和を祈念するため、慰霊式典、追悼出版などを実施する地域・職域の団体に対し助成する。(平成3年度創設)

3 広島原爆養護ホームの運営・整備(予算額 395,108千円)

県と広島市が共同で開設した広島原爆養護ホーム(舟入むつみ園・神田山やすらぎ園・倉掛のぞみ園)に、居宅で日常生活の世話や必要な介護を受けることが困難な被爆者を入所させ、必要な養護を行う。

なお、養護等は、(公財)広島原爆被爆者援護事業団に委託して実施している。(昭和45年度創設)

第5表 広島原爆養護ホーム入所状況（平成30年3月31日現在）

（単位 人）

| 区分 | 一般養護 | 特別養護 | 計 |
|----|------|------|-----|
| 県分 | 19 | 77 | 96 |
| 定員 | 100 | 400 | 500 |

4 原爆被爆者関係施設整備（予算額 28,020千円）

(1) 広島赤十字・原爆病院への助成（予算額 16,000千円）

広島赤十字・原爆病院（原爆医療部門）の医療の近代化を図るための医療機器の整備等に対して補助する。（昭和43年度創設）

第6表 広島赤十字・原爆病院に対する助成状況

（単位 千円）

| 年度 | 医療機器整備補助 | | 施設整備補助 | |
|--------|----------|--------------------------|--------|------|
| | 補助額 | 対象機器 | 補助額 | 対象工事 |
| 平成30年度 | 16,000 | ハイスピードドリル電気システム, 超音波診断装置 | 0 | |
| 平成29年度 | 16,000 | 眼科診察台, 耳鼻科ユニット | 0 | |
| 平成28年度 | 16,000 | 手術顕微鏡 | 0 | |

(2) その他関係団体への助成等（予算額 12,020千円）

ア 一般財団法人広島市原爆被爆者協議会

（一財）広島市原爆被爆者協議会が設置している広島原爆被爆者療養研究センター（神田山荘）の施設整備事業に対して補助する。（昭和54年度創設）

イ その他

広島市、長崎県、長崎市とともに被爆者の援護対策の強化促進を図るため設置している「広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協議会）」の費用を負担する。（昭和42年度創設）

また、(公財)広島平和文化センターに被爆資料の展示運営を委託し、被爆の実相を幅広く伝承する。（昭和57年度創設）

5 在外被爆者援護の推進（予算額 222,931千円）

在外の被爆者の健康の保持及び増進を図ることを目的として、各種事業を実施する。

第7表 在外における被爆者健康手帳所持者数

（厚生労働省，平成29年3月現在）

| 国・地域等 | 所持者数（人） |
|-------|---------|
| 韓国 | 約2,290 |
| アメリカ | 約690 |
| ブラジル | 約110 |
| その他 | 約120 |
| 計 | 約3,210 |

(1) 法に基づく事業

ア 医療費の支給（予算額 34,163千円）

韓国を除く国・地域に在住の被爆者の医療費を法に基づき支給する。（平成27年度創設）

イ 手帳交付事務（4,679千円）

在外からの手帳交付申請に対し、申請者の居住地（地域）へ職員を派遣し、面接調査を行う。（平成

14年度創設)

(2) 在外被爆者支援事業実施要綱に基づく事業

ア 手帳交付渡日支援事業 (予算額 4,329 千円)

新たに手帳の交付を受けようとする者に対し、渡日に必要な旅費等を支給するとともに、渡日できない者には、被爆確認証を交付する。(平成14年度創設)

イ 健康相談等事業 (予算額 24,550 千円)

在外被爆者の居住する北米又は南米へ隔年で専門医等を派遣し、現地で健康相談等を行う。平成30年度は、南米へ派遣する。(平成14年度創設)

ウ 現地健康診断事業 (予算額 23,895 千円)

平成30年度に健康相談等事業を実施しない北米で健康診断を行う。(平成25年度創設)

エ 渡日治療支援事業 (予算額 3,503 千円)

渡日して治療を受けようとする在外被爆者に対し、渡日に必要な旅費等を支給するとともに、医療機関のあっせん等を行う。(平成14年度創設)

オ 保健医療助成事業 (予算額 127,812 千円)

韓国を除く国・地域に在住の被爆者の医療費を助成する。(平成16年度創設)

6 放射線被曝者医療国際協力の推進 (予算額 15,800 千円)

広島が有する被爆者医療や放射線障害の研究成果を活用して、世界の放射線被ばく者への医療に貢献することにより、広島の世界への貢献と国際協力の推進に資する放射線被曝者医療国際協力推進協議会 (H I C A R E : ハイケア) が実施する次の事業に対し負担金 (広島県 1/2, 広島市 1/2) を交付する。

平成26年5月にIAEAの協働センターに指定、平成29年に協働センターの指定が更新され、国際医療研修、共同研究等の協働事業を実施している。(平成3年度創設)

- (1) 医師等受入研修・派遣事業
- (2) 放射線被ばく者医療普及啓発事業
- (3) 調査検討事業
- (4) 人材育成事業
- (5) 共同研究事業
- (6) 福島支援事業

第8表 医師等受入研修・派遣状況

(単位 件, 人)

| 区 分 | | 件数 | 人数 | 内 容 | |
|----------------|------|------|----|-----------|---|
| 平成 29 年度 | 受入研修 | 独自受入 | 10 | 45 | 韓国 5件28人 ラトビア 1件1人 アメリカ 4件9人 ブラジル 1件3人 カザフスタン 1件2人 モンゴル 1件1人 マレーシア 1件1人 |
| | | 共同受入 | 0 | 0 | |
| | | 総合調整 | 2 | 25 | フィリピン 1件15人 ブルンジ 1件2人 コロンビア 1件2人 イラク 1件2人 スーダン 1件3人 イエメン 1件1人 |
| | | 計 | 12 | 70 | |
| | 派 遣 | 1 | 2 | アメリカ 1件2名 | |
| 平成 28 年度 | 受入研修 | 独自受入 | 14 | 40 | 韓国 5件23人 ラトビア 1件1人 アメリカ 2件5人 ブラジル 1件3人 ベトナム 2件3人 マレーシア 1件1人 モンゴル 1件1人 台湾 1件3人 |
| | | 共同受入 | 0 | 0 | |
| | | 総合調整 | 7 | 12 | ロシア 1件2人 ウクライナ 1件1人 ベラルーシ 1件2人 カザフスタン 1件1人 ウガンダ 1件2人 ブラジル 1件2人 スーダン 1件2人 |
| | | 計 | 21 | 52 | |
| | 派 遣 | 0 | 0 | | |
| 平成 27 年度 | 受入研修 | 独自受入 | 13 | 28 | 韓国 3件18人 ラトビア 1件1人 アメリカ 5件5人 イラン 1件1人 ブラジル 3件3人 |
| | | 共同受入 | 0 | 0 | |
| | | 総合調整 | 0 | 0 | |
| | | 計 | 13 | 28 | |
| | 派 遣 | 0 | 0 | | |